

令和4年4月13日
障 害 福 祉 部

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和5年4月からの世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理期間が令和5年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）に基づき、令和5年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

施設名	所在地	実施事業 ※令和5年度～
世田谷区立烏山福祉作業所	世田谷区北烏山一丁目 29番15号	就労継続支援B型（定員60名） 生活介護（※新規、定員6名）

3. 指定期間

5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）とする。

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る中間評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、以下のとおり、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

※「◎」は委員長

氏名	役職・所属等
◎石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
三井 美和子	身体障害者相談員
石井 啓	社会福祉法人嬉泉理事長
須藤 剛志	障害福祉部長
阿部 貴之	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長 ※3月31日まで
田嶋 真一	烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課長 ※4月1日から

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）

社会福祉法人武蔵野会（所在地：八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル
2階 201）

(2) 現在の指定管理者に関する選定委員会による評価

選定委員による現指定管理者の評価を実施した。平成30年度～令和2年度のモニタリングの評価結果に加えて、現指定期間中に実施した第三者評価結果、利用者アンケートの結果なども踏まえ、運営状況が「良好」という評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理等、適正な維持管理を行っている。
2. 施設の運営	地域交流を積極的に進め、地域福祉の向上に貢献している。また、防災の課題と対策について被害の最小化を目指して、防災委員による定期的な検討や訓練を行っている。
3. 事故や緊急時等への対応	施設内にリスクマネジメント委員会を設け、支援方法や環境整備等の改善を図った。
4. サービス向上の取組み	利用者アンケート等による意見・要望に細やかに対応し、サービスの向上に取り組んでいる。また、利用者の意欲を促し、主体的に活動できるよう、工夫した支援が行われている。
5. 収支状況	収支面については、指定管理料の適正な予算執行に向け、経費の効率化を図り、効果的な運営が行われている。また、金銭管理についても適正に行われている。
6. 改善の取組み	第三者評価等による指導や調整内容等について適切な改善に努めている。
【総合評価】	
<p>事業所内では、就労継続支援B型施設として、下請け作業を受注している民間企業から業務の手法や管理方法について学ぶなど、業務改善を図りつつ業務を遂行しており、商品の質の向上と利用者の就労指導につなげている。コロナ禍による受注作業減少に対しても、積極的な営業活動により新規作業を獲得し対応している。また、「からフェス」など施設のイベントをはじめとした利用者主体の企画・運営をする機会を設けるなど、自主性の向上につながる支援を行っている。地域とのかかわりについては、利用者全員が参加する音楽バンドが地域のイベントで活躍するなど、利用者が地域へ出ていくことによる地域交流や障害理解の促進にも取り組んでいる。加えて、家族会連絡会では写真を交えたパワーポイントで利用者の様子を伝えるなど、施設内の状況を家族にわかりやすく伝える取り組みを既に進めており、利用者・家族との良好な関係性の構築に積極的に取り組んでいる。</p> <p>一方、第三者評価におけるアンケートにおいて、「事業所での就労に向けた知識の習得や能力の向上につながる取組み」に関し、他の項目と比較して家族の評価が低い点が見受けられた。事業実施にあたって、引き続き利用者の意向を尊重しつつ、家族の理解を更にも高めることが望まれる。</p> <p>一部課題はあるが、全般的に要求水準を満たしており、かつ、利用者の活動や、作業を</p>	

通して幅広く地域交流の場を開拓し、地域に密着した活動を継続して行っている点は評価できる。こうしたことから、今後も、継続して運営・管理を行うことで地域に密着したより効果的なサービス提供が期待できる。

【実績評価の反映】

実績評価の反映として、年度評価3年間分（平成30年度～令和2年度）の配点数に対する合計点数の割合が75.9%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は加点・減点を行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分（平成30年度～令和3年度）の結果を踏まえて加点・減点の有無を決定する。

6. 指定管理者制度適用の理由

区立烏山福祉作業所は、利用者のニーズや障害特性を把握するとともに、利用者及び家族の高齢化などの将来的な課題と展望を見据えながら、障害者の自立を促進するための事業を実施する施設である。

指定管理者制度の導入により、民間ならではの創意工夫により利用者にあったサービスメニューを提供するとともに、音楽バンドでの地域イベント参加や地域産果実のジャム加工等、地域と連携した取り組みなどにより利用者と地域をつなぎ、障害者の地域生活での自立の促進につなげることが期待できる。

また、今回、区内他施設でも併設されている、既存の就労継続支援B型と同じく障害者総合支援法上の事業の1つである生活介護の機能を新たに追加し（令和3年8月政策決定済み）、既存の事業との一体的な運営により職員の兼務、施設や支援ノウハウの共有等より効率的な運営を図りつつ、利用者が高齢化した場合などのニーズに柔軟に応じることが可能な施設運営とする。

以上のことから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 指定管理者候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果及び「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」と言う。）等をふまえ、公募によらず適格性審査にて、既存の就労継続支援B型事業と新設の生活介護事業とを一体的に運営する指定管理者候補者を選定する。

①候補者名

社会福祉法人武蔵野会

②適格性審査を適用する理由

区立烏山福祉作業所では、個々の利用者の障害特性に配慮して、利用者の自主性の向上につながる支援が行われ、利用者・家族との良好な関係性の構築にも積極的に取り組んでいる。また、地域との良好な関係性の構築に取り組んでおり、地域に密着した活動を継続して行い、障害理解を促進していくことで、今後も効果的なサービス提供が期待できる旨の評価が選定委員会においてなされた。

加えて、「ガイドライン」においては、2章8の「特別の事情（ア）施設の管理運営に

あたり指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要な場合」に該当する。障害者施設では、職員と利用者・家族の信頼関係が大変重要である。今回選定の烏山福祉作業所においては、施設利用歴の長い利用者が多く、加齢により障害状況も年々重くなっている。このため、運営事業者が変わることでの利用者の混乱が、より生じやすい。よって、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。

(2) 選定基準

条例第14条第3項で定める以下の基準に基づく。

- ①障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②施設の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) 審査・評価項目

「支援方針」や「作業活動」、「権利擁護」など33項目を審査項目とし、そのうち11項目を重点項目に設定し、事業計画書等の提出を求め評価を行う。

8. 今後のスケジュール (予定)

令和4年4月	福祉保健常任委員会報告 (選定方法)
	現指定管理者向け説明会 (適格性審査対象施設)
5月～8月	選定期間 (適格性審査)
9月	第3回区議会定例会 (障害者福祉施設条例の改正)
11月	福祉保健常任委員会報告 (選定結果)
	第4回区議会定例会 (指定管理者、指定期間等の提案)
令和5年4月 1日	次期指定管理者による管理開始 生活介護事業の実施

(参考) 令和4年度に予定している改修工事について

令和3年8月11日政策会議にて決定されたとおり、烏山福祉作業所については、令和4年度改修工事が予定されており、この改修において、生活介護事業のスペースを創出する。工事期間中は近隣の北烏山地区会館 (北烏山九丁目 25 番 26 号) の1階部分も活用し、並行運営を行う。

【周辺図】

